

配 布 資 料	
資料No.	3
担当課	行政改革推進課

## 公の施設の使用料改定について

### 1 改定の目的

- 施設の老朽化及び利用者数の減少等の環境変化や、消費税率引上げに伴い、利用者負担の適正化を図るため、公の施設の使用料を改定するもの。

### 2 使用料算定の方法

- 使用料を徴収している 187 施設について、次の考え方により算定する。

基準	算定の考え方	施設の区分	施設数
A	・対象施設全体の施設維持管理費の二分の一を利用者負担とする基準により算定	貸館施設 体育施設	74
B	・どの地域でも同程度の単価となるよう、部屋の機能に応じた 1 平方メートル当たりの平均単価に各部屋の面積を乗じた額と、現行使用料を比較し算定	地域の集会施設	64
C	・消費税率の改定に対応して、税の引上げ相当分を加算する基準等により算定	既に適正な利用者負担がなされている施設など	49

- 使用料の改定に伴う施設利用者の急激な負担増や、利用控えの影響を少なくするため、増額の幅が最大でも 1.2 倍程度となるよう、算定結果を調整する。

現行使用料（単価）	調整率
1,000 円以下の施設	現行使用料の 1.2 倍
1,000 円を超える施設	現行使用料の 1.1 倍

### 3 改定額

- 現行使用料に対して消費税率引上げ相当分の 2% から最大 1.2 倍程度の引上げ。
- 施設全体の平均では 1.08 倍程度の上昇。うち、半数以上の施設使用料の改定額は 10 円から 50 円までの増額。

### 4 改定時期

- 市議会 12 月定例会に関係条例の改正案を提案し、議会での議決を経た後、令和 2 年 4 月 1 日以降の利用から改定後の新しい使用料の額を適用する。

### 5 改定に伴う効果額

- 令和 2 年度（単年度）で約 2,600 万円の増額を見込む。
- 今後、5 年ごとに使用料の定期的な見直しを行い、必要に応じて使用料の改定を検討する。